

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市道路施設白書（案）【概要版】	建設部 道水路整備課
2	おだわら みどりの創生プラン 小田原市緑の基本計画 [改訂版]（素案）	建設部 みどり公園課
3	小田原市緑の基本計画改訂スケジュール	
4	小田原市緑の基本計画改訂懇談会構成員 名簿	
5	小田原都市計画公園の見直しについて （概要）	
6	農業委員会制度の変更について	

平成28年 2月 4日



小田原市 道路施設白書（案）

【概要版】



平成 28 年 3 月

小田原市



おだわら みどりの創生プラン

小田原市緑の基本計画 [改訂版] (素案)

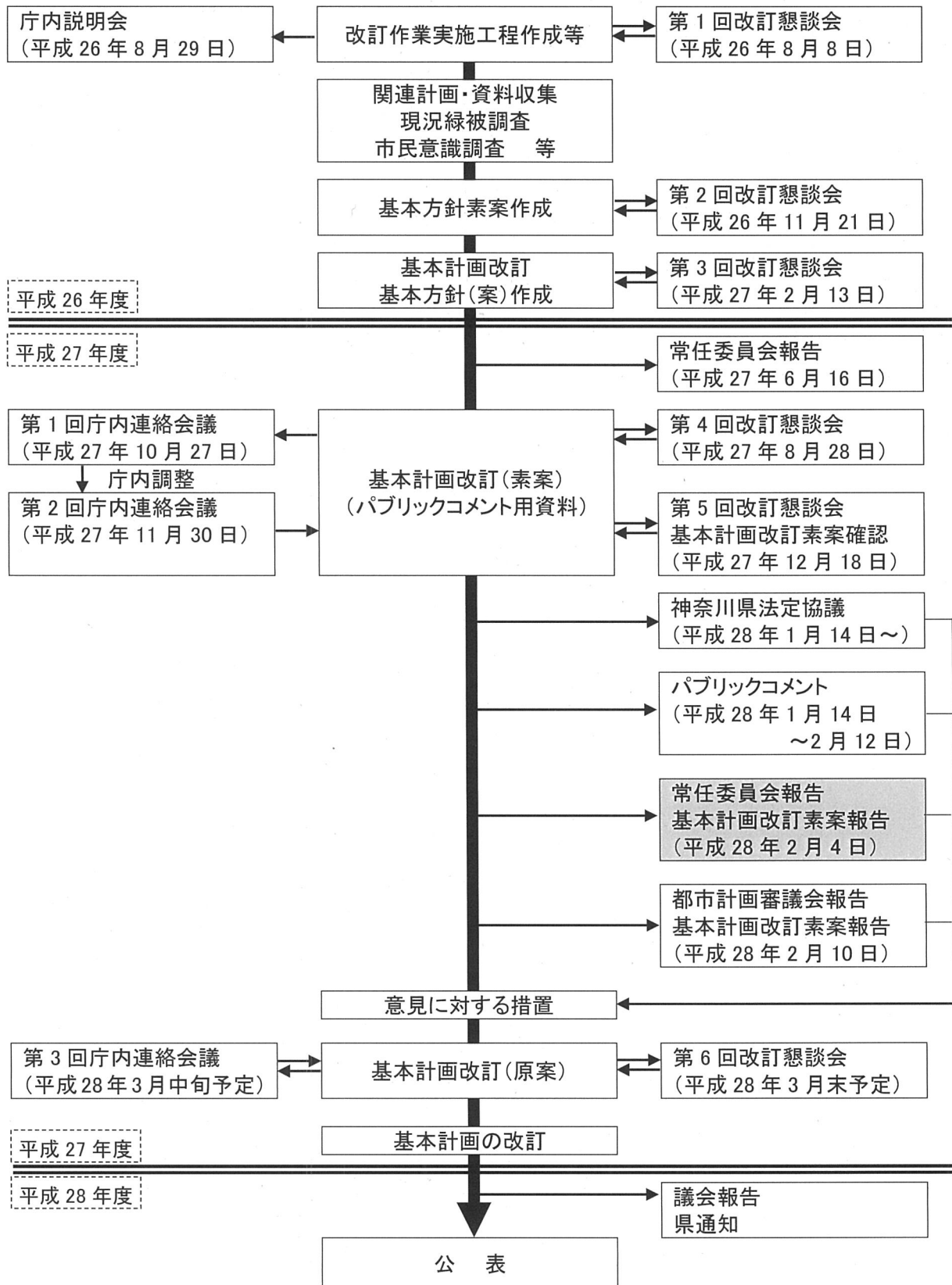
～いのち・暮らし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして～

概 要

目次

1. 緑の基本計画とは -----	1
2. 計画の位置づけ、目標年次 -----	1
3. 緑の基本計画改訂基本方針 -----	2
3.1 みどりの将来像	
3.2 みどりの基本方針	
3.3 みどりの確保目標	
4. みどりの推進施策 -----	15
4.1 計画の実現に向けた推進施策	
4.2 みどりの重点プロジェクト	
5. 地域別計画 -----	30
5.1 片浦地域の主な事業・取り組み	
5.2 中央地域の主な事業・取り組み	
5.3 富水・桜井地域の主な事業・取り組み	
5.4 川東南部地域の主な事業・取り組み	
5.5 川東北部地域の主な事業・取り組み	
5.6 橘地域の主な事業・取り組み	

小田原市緑の基本計画改訂スケジュール



小田原市緑の基本計画改訂懇談会 構成員名簿

(H 2 7)

種別	氏名	備考
学識経験者	こしみず はじめ 輿水 肇	(公財) 都市緑化機構 理事長
学識経験者	つちや しろう 土屋 志郎	明治大学 兼任講師 技術士 (都市及び地方計画)
関係行政機関	くまざわ いちじ 熊沢 一二	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長
市職員	わだ しんじ 和田 伸二	小田原市環境部長
市職員	ないとう ひでお 内藤 日出男	小田原市都市部長
市民	かわぐち ひろぞう 川口 博三	小田原市自治会総連合推薦 小田原市自治会総連合理事
市民	まきおか しづな 牧岡 志津菜	市民
市民	いのうえ のりこ 井上 典子	市民
市民	かとう なおこ 加藤 尚子	市民
商工業関係者	さくらい やすゆき 櫻井 泰行	小田原箱根商工会議所推薦 まちづくりビジョン特別委員会 委員長
市長が必要と認める者	やぎ りょうこ 八木 量子	フラワーガーデン指定管理者 (園長)
事務局	やながわ きみとし 柳川 公利	建設部長
	建設部みどり公園課	

小田原都市計画公園の見直しについて（概要）

1. 見直しの背景と目的

本市では、長期（都市計画決定後20年以上）にわたり整備の見通しがたたない長期未着手区域のある都市計画公園が存在しているが、全国的にもその存在が問題視され、都市計画施設を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が都市計画運用指針（平成23年11月改正）で示された。

また、人口減少や少子高齢化、環境問題や防災意識の高まりなど、社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画公園・緑地の見直しを進める必要があるため、平成27年3月に神奈川県により都市計画公園・緑地見直しのガイドラインが策定されたことから、本市都市計画公園の長期未着手区域等についてガイドラインに沿って見直しを行ったものである。

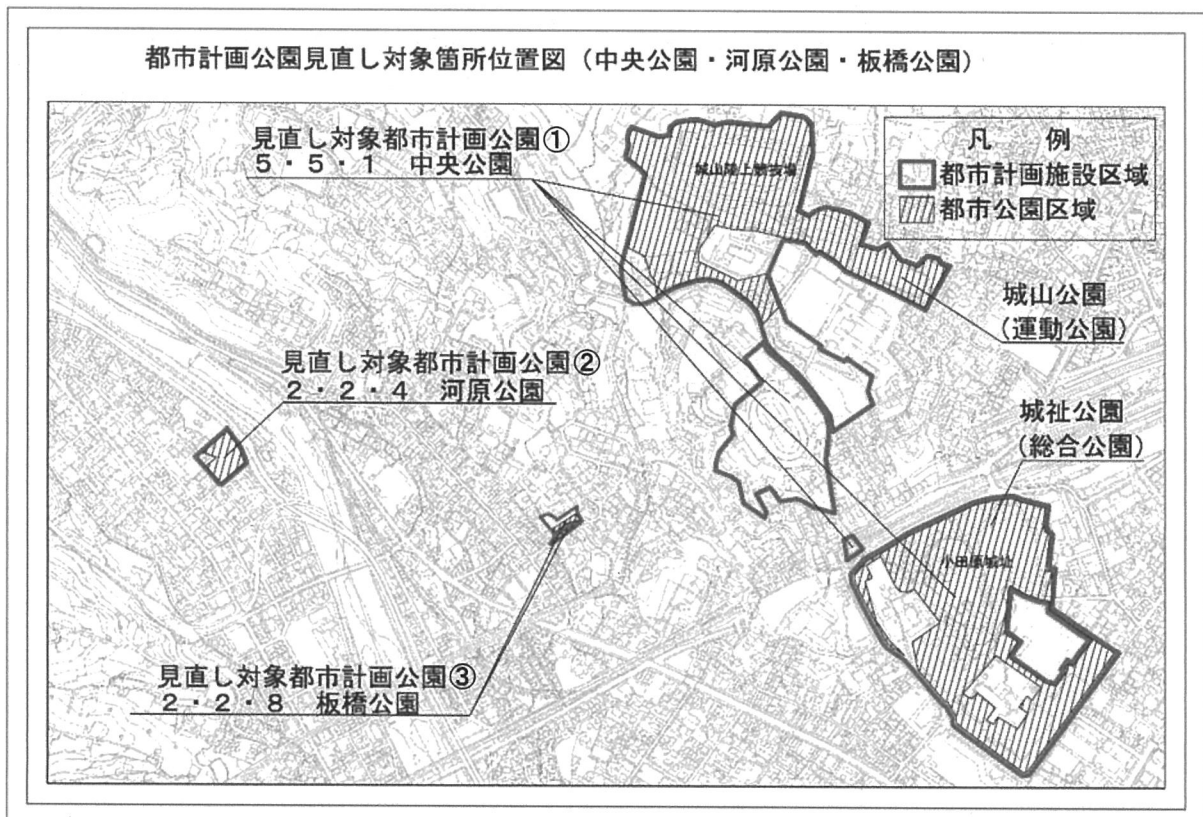
※都市計画公園

都市計画決定されて整備される公園または緑地のこと

※長期未着手区域のある都市計画公園

- 5・5・1 中央公園（城址公園・城山公園）
- 2・2・4 河原公園
- 2・2・8 板橋公園

2. 見直し対象公園の位置や形状等



見直し対象都市計画公園① 総合公園 5-5-1 中央公園 詳細図

中央公園(都市計画施設区域:約 33.6ha)

見直し対象(廃止)
民有地①(敷地面積:約 0.48ha)

見直し対象(廃止)
民有地②(敷地面積:約 0.23ha)

見直し対象(存続)
小田原競輪場(敷地面積:約 4.24ha)

見直し対象(廃止)
民有地⑤(敷地面積:約 0.08ha)

見直し対象(存続)
民有地⑥(敷地面積:約 1.52ha)

見直し対象(廃止)
小峰配水池(敷地面積:約 1.16ha)

見直し対象(廃止)
民有地③(敷地面積:約 0.14ha)

見直し対象(廃止)
民有地④(敷地面積:約 0.11ha)

代替候補地(変更(付替))
二の丸広場(敷地面積:約 1.89ha)

都市公園(開設)
銅門広場(敷地面積:約 1.00ha)



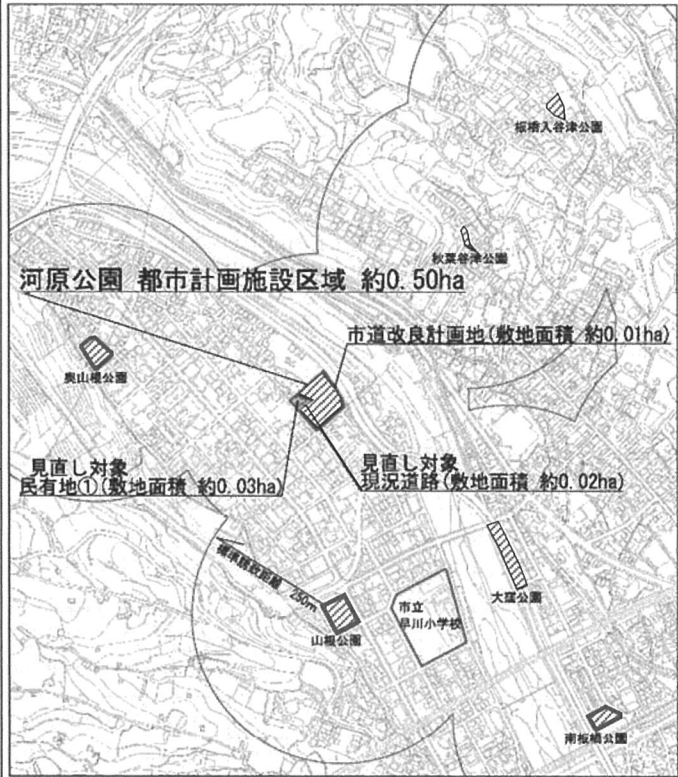
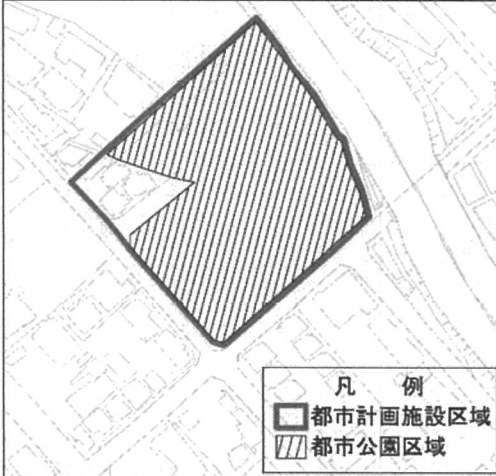
区分	名称	面積(ha)
見直し対象区域	小田原競輪場 (城山公園)	約 4.24(存続)
	小峰配水池 (城山公園)	約 1.16(廃止)
	民有地① (城山公園)	約 0.48(廃止)
	民有地② (城山公園)	約 0.23(廃止)
	民有地③ (城山公園)	約 0.14(廃止)
	民有地④ (城山公園)	約 0.11(廃止)
	民有地⑤ (城山公園)	約 0.08(廃止)
	民有地⑥ (城址公園)	約 1.52(存続)
代替候補地	二の丸広場 (城址公園)	約 1.89(変更(付替))

名称	凡例	面積(ha)
都市計画施設区域		約 33.60 (見直し後 約 33.29)
都市公園区域		約 23.50 (見直し後 約 26.39)
見直し対象区域		約 7.96
代替候補地区域		約 1.89

見直し対象都市計画公園②
街区公園

2-2-4号 河原公園

所在地：小田原市板橋地内
都市計画施設面積：約0.50ha(見直し後 約0.44ha)
見直し等の区域面積：約0.06ha



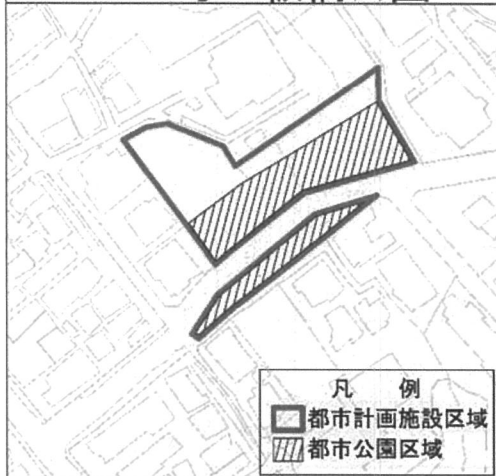
区分	名称	面積(ha)
見直し対象区域	民有地①	約0.03(廃止)
	現況道路	約0.02(廃止)
その他	市道改良計画地	約0.01(廃止)
代替候補地	大窪公園	約0.20

約0.06

見直し対象都市計画公園③
街区公園

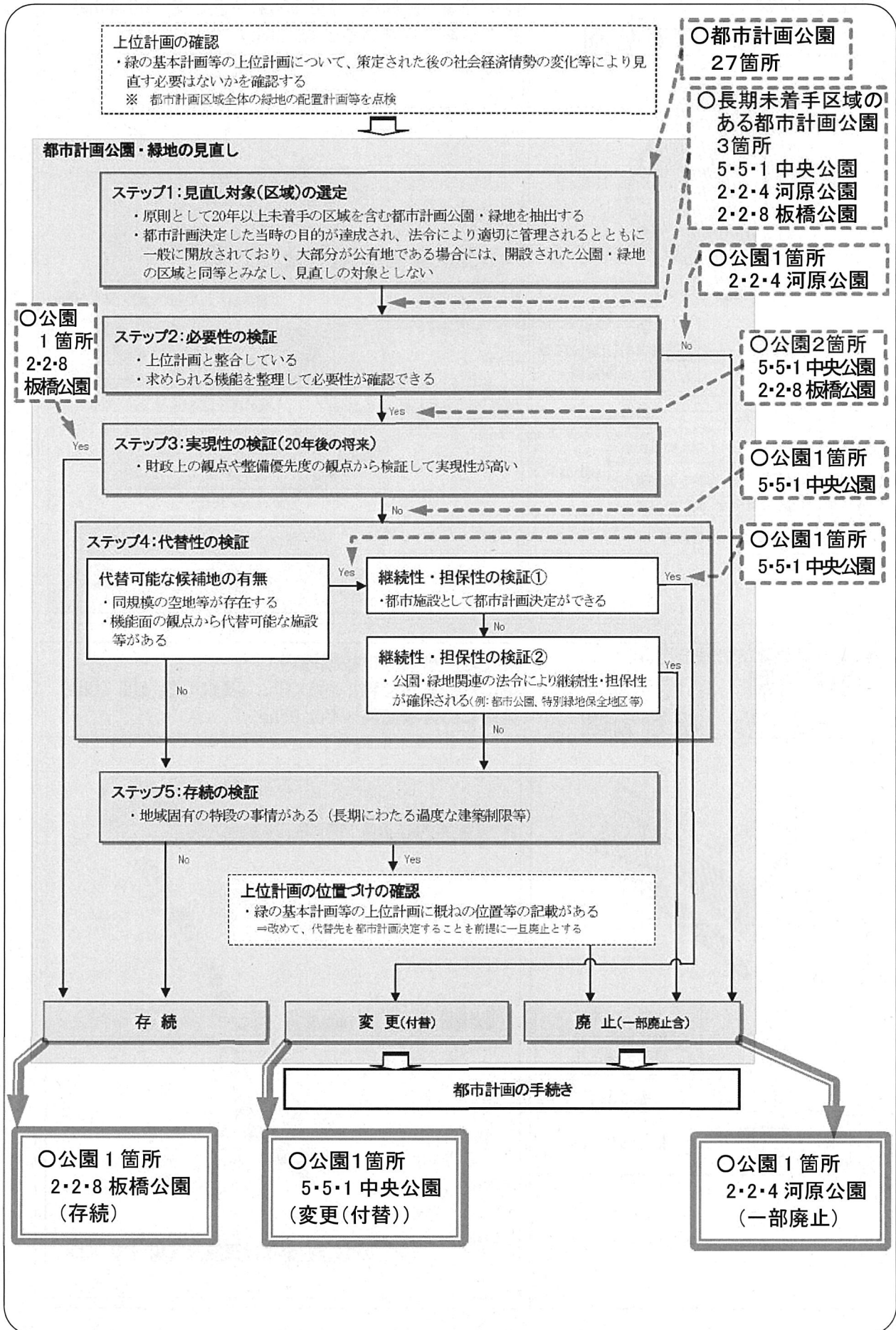
2-2-8号 板橋公園

所在地：小田原市板橋地内
都市計画施設面積：約0.20ha(見直し後 約0.20ha)
見直しの区域面積：約0.05ha



区分	名称	面積(ha)
見直し対象区域	土地開発公社所有地①	約0.05(存続)

3. 都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づく見直しのフロー



4. 見直し結果（案）

存続：24箇所

長期未着手の区域なし

2・2・1 南板橋公園	2・2・13 小竹西公園	2・2・22 西酒匂大道公園
2・2・3 山根公園	2・2・14 小竹南公園	2・2・23 久野水神公園
2・2・5 奥山根公園	2・2・15 小竹北公園	2・2・24 久野兔河原公園
2・2・6 山王原公園	2・2・16 小竹東公園	5・4・2 上府中公園
2・2・7 森戸公園	2・2・17 浜町第1公園	8・3・3 羽根尾史跡公園
2・2・9 成田公園	2・2・18 扇町第3公園	8・5・1 辻村植物公園
2・2・10 螢田公園	2・2・19 南鴨宮新田公園	
2・2・11 酒匂浜公園	2・2・20 南鴨宮富士見公園	
2・2・12 中村原公園	2・2・21 南鴨宮駅前公園	

存続：1箇所

公園の一部（長期未着手区域等）を存続

2・2・8 板橋公園（一部）

長期未着手区域の整備に向け、調整を行っていきます。

変更（付替）：1箇所

公園の一部（長期未着手区域）を変更（付替）

5・5・1 中央公園（一部）

変更（付替）区域については、必要に応じて適切な時期に、都市計画審議会や説明会等を経て都市計画手続きを行っていきます。

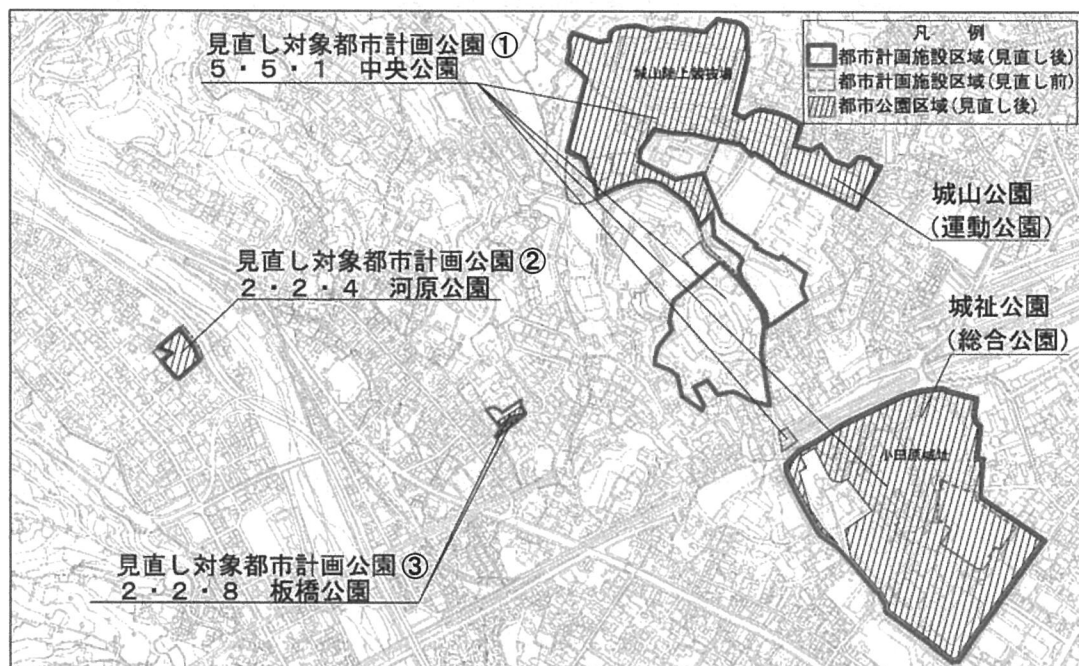
一部の廃止：1箇所

公園の一部（長期未着手区域等）を廃止

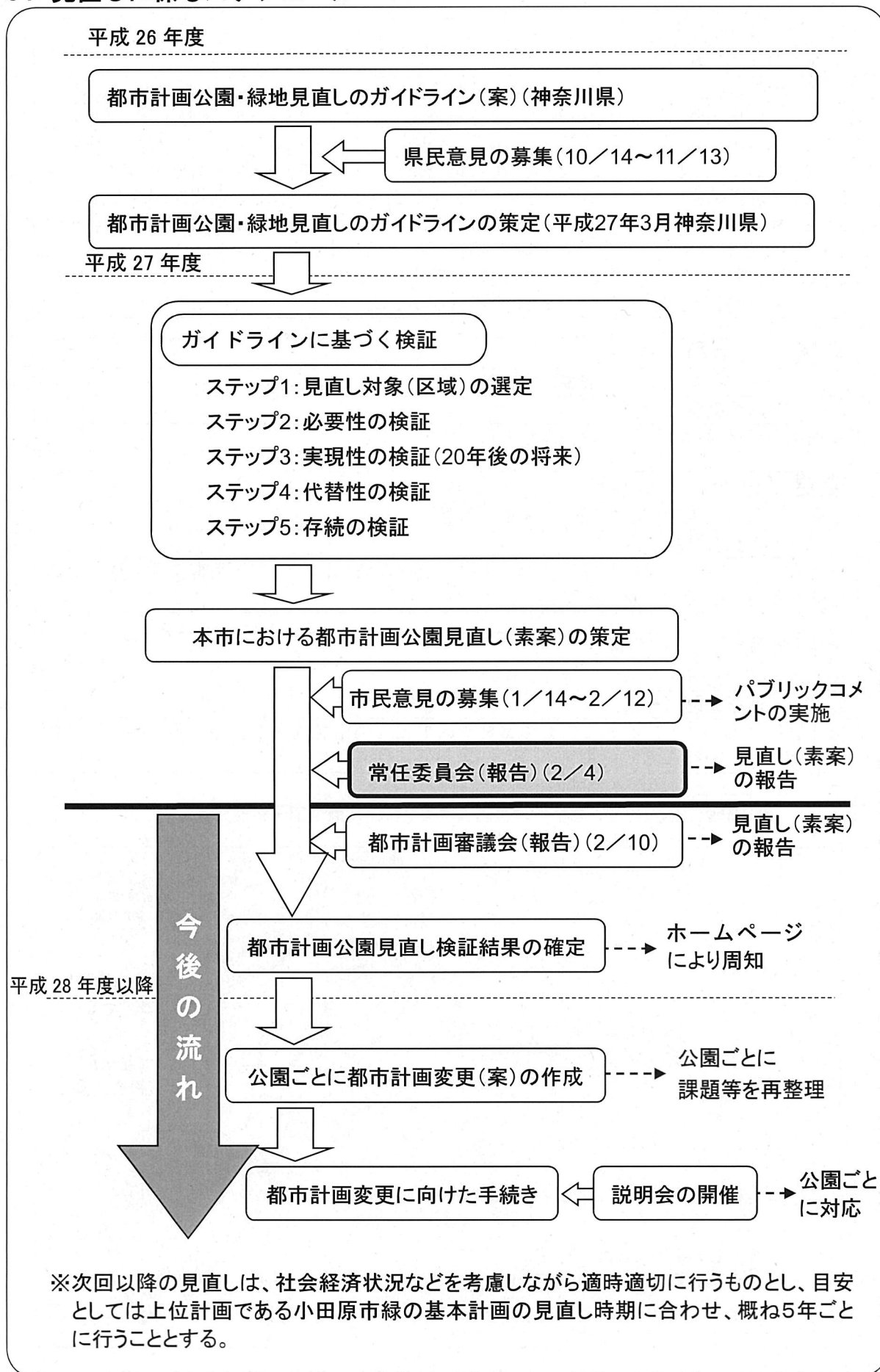
2・2・4 河原公園（一部）

廃止区域については、必要に応じて適切な時期に、都市計画審議会や説明会等を経て都市計画手続きを行っていきます。

都市計画公園見直し対象箇所位置図（中央公園・河原公園・板橋公園）



5. 見直しに係るスケジュール



農業委員会制度の変更について

「農業委員会等に関する法律」が一部改正され、平成27年9月4日に公布、本年4月1日に施行されます。

1 改正の主な内容

(1) 農業委員の選出方法の変更

- ア 農業委員の公選制を廃止し、**議会の同意を要件とする市町村長の任命制**に一本化
 ※ 任命にあたって、市町村長は、あらかじめ、地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めるとともに、募集しなければならない。
- イ 候補者が定数を超えた場合等の必要な措置
 公正性・透明性を確保するため、学識経験者、農業団体等の構成員、農業委員経験者等をメンバーとする選定委員会を設置予定
- ウ 過半を原則として認定農業者とする。
- エ 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。(利害関係のない者)
- オ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
- カ 農業委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

(2) 農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」を新設

- ア **農業委員会は、「農地利用最適化推進委員」を委嘱**することとし、推進委員は、担当地区において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
 ※ 委嘱にあたって、農業委員会は、あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位に推薦を求めるとともに、募集しなければならない。
- イ 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

2 本市における定数及び定数上限（新旧比較）

区分	改正前	改正後
農業委員	26人 (選挙委員20人選任委員6人)	上限19人 (農業者数・農地面積による)
農地利用最適化 推進委員	—	上限25人 (農地面積100haに1人)
計	26人	上限44人

3 制度改正に伴う本市の対応

現在の農業委員の任期満了後の平成28年9月25日から新制度へ移行となります。

H28年3月 条例整備・予算措置

- ・小田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の新設
- ・小田原市付属機関設置条例・小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の改正



H28年4月1日 改正農業委員会等に関する法律が施行



H28年7月 候補者の推薦・公募等

各地区・団体からの推薦及び公募実施



H28年9月定例会 農業委員（人事案）の同意



H28年9月25日 農業委員の任命